

公益財団法人岡山県体育協会玉野スポーツセンター 管理運営委員会規程

第1章 総則

第1条 公益財団法人岡山県体育協会定款第40条の規定に基づいて、玉野スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の能率的かつ適正な管理運営を図るため、玉野スポーツセンター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2章 目的および事業

第2条 この委員会は、次の事業を審議し、理事会の承認を経て、これを処理する。

- 1 運営に関する基本的事項
- 2 財産管理に関する基本的事項
- 3 組織および重要な規定の改廃に関する事項
- 4 その他必要と認める事項

第3章 遵守事項

第3条 スポーツセンターの長は、委員会の意見を充分尊重して、管理および運営にあたらなければならない。

第4章 組織

第4条 この委員会は、次の委員をもって構成し、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。その数は20名以内とする。

- 1 代表理事が指名する理事 若干名
- 2 代表理事が指名する岡山県関係職員 若干名
- 3 代表理事が指名する玉野市関係職員 若干名
- 4 代表理事が指名する学識経験者 若干名

第5章 役員

第5条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名

第6条 委員長および副委員長は、理事である委員のうちから代表理事が委嘱する。

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故または欠けたとき、その職務を代行する。

第8条 委員および役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または、現任者の任期とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても、後任の就任までその職を行う。

第6章 委員会

第9条 この委員会は随時開催するものとし、委員長が招集して議長となる。

第10条 この委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催し議決することができない。

第11条 この委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

第7章 その他

第12条 委員会に関する事務は、スポーツセンターにおいて行なう。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年9月17日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成22年1月14日から施行する。
- 4 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。